



宮 崎 県 公 報

平成28年6月16日(木曜日) 第 2803 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 1
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 2

公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (“) 2

頁

- 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 3
- 入札公告…………… 3
- 公安委員会告示**
- 特別遊泳場の指定…………… 4
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 4
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5

告 示

宮崎県告示第 418号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字大窪字大間伏 4621-1、4621-2、字管谷4706-5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大間伏4621-2・字管谷4706-5 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 419号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月16日から平成28年6月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市大字跡江字無田ノ上2539番4地先から同市同大字同字2541番1地先まで	旧	11.1~66.6	49.5
				新	56.3~72.1	49.5

宮崎県告示第 420号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年6月16日から平成28年6月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市上三輪町3088番5地先から同市同町2911番10まで	旧	7.7~24.8	443.2
				新	7.7~54.9	443.2

宮崎県告示第 421号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月16日から平成28年 6 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
2	県道	都城隼人線	都城市五十町2381番地先から同市同町2338番3地先まで	平成28年 6 月16日

宮崎県告示第 422号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月16日から平成28年 6 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市大字跡江字無田ノ上2539番4地先から同市同大字同字2541番1地先まで	平成28年 6 月16日

宮崎県告示第 423号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年 6 月16日から平成28年 6 月30日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字大久保1239番4地先から同郡同町同大	平成28年 6 月16日

			字同字1202番7地先まで	
--	--	--	---------------	--

宮崎県告示第 424号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 28- 2	小園達彌	児湯郡川南町大字平田字堤牟田1402番6 児湯郡川南町大字平田字堤牟田1402番 113	6.01 ～ 6.11	53.00	平成28年 5 月31日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	落 合 和 弘	都城市高城町大井手 782番地 1
理 事	永 田 照 明	都城市高城町4096番地

(任期：平成30年 3 月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、二原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 原 利 男	小林市真方5566番地
理 事	六反田 實 男	小林市水流迫1074番地 4
理 事	橋 満 和 夫	小林市東方4502番地 1

理 事	楠 優	小林市真方6870番地 2
理 事	今屋敷 勇	小林市真方3259番地 5
理 事	鷗 野 淳 一	小林市真方4424番地
理 事	上 野 憲 男	小林市真方1554番地
理 事	森 岡 和 憲	小林市真方5387番地14
監 事	山 田 福 雄	小林市真方5478番地 1
監 事	殿 所 穎 明	小林市真方4437番地

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	小 原 利 男	小林市真方5566番地
理 事	六反田 實 男	小林市水流迫1074番地 4
理 事	上ノ菌 勉	小林市東方5010番地
理 事	楠 優	小林市真方6870番地 2
理 事	鷗 野 次 男	小林市東方6224番地
理 事	鷗 野 淳 一	小林市真方4424番地
理 事	今 屋 香	小林市真方4618番地
理 事	中 山 晃	小林市真方5447番地
監 事	山 田 福 雄	小林市真方5478番地 1
監 事	殿 所 穎 明	小林市真方4437番地

家畜改良増殖法(昭和25年法律第 209号) 第16条第 2 項に規定する平成28年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 開催期日
平成28年 9 月20日(火曜日) から10月21日(金曜日) まで
- 開催場所
西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場
- 家畜の種類
牛
- 受講申込手続
(1) 受講願書の受付期間
平成28年7月 4 日(月曜日) から7月22日(金曜日) まで

- 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
- 受講願書の提出
所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真(縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル) 2 枚を添付して提出すること。
- 受講手数料
35,000円(受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)
- その他
(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会(東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070) 発行の家畜人工授精講習会テキスト(家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)を使用するのであらかじめ準備すること。
(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課(電話0985-26-7139) にすること。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年 6 月16日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 競争入札に付する事項
(1) 購入物品及び数量 大型エアテント一式 9セット 小型エアテント一式 4セット
(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
(3) 納入期限 平成28年12月28日
(4) 納入場所 入札の条件書のとおり
(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 競争入札に参加する者に必要な資格
(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
ア 平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者であること。
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
ウ 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年 7 月21日までに 3(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。
- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第70号

宮崎県遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成4年宮崎県条例第37号）第8条第2項の規定により、次のとおり特別遊泳場を指定する。

平成28年6月16日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

海水浴場等の名 称	所 在 地	指 定 期 間
青島海水浴場	宮崎市青島二丁目 669 番地の1の先	平成28年7月2日から 同 年8月28日まで
白浜海水浴場	宮崎市大字折生迫1707 番地の先	平成28年7月2日から 同 年8月28日まで
富士海水浴場	日南市大字富士字金ヶ 脇	平成28年7月3日から 同 年8月31日まで
大堂津海水浴 場	日南市大堂津 大堂津 海浜	平成28年7月9日から 同 年8月31日まで
日南市 栄松ビーチ	日南市南郷町中村乙41 78番地1先海岸	平成28年7月10日から 同 年8月31日まで
高鍋海水浴場	高鍋町蚊口海浜	平成28年7月16日から 同 年8月29日まで

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成28年6月2日現在次のとおりである。

平成28年6月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,301人
 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分

- (2) 申請書類の受付期間 平成28年6月16日から平成28年6月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 平成28年6月16日から平成28年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 平成28年6月16日から平成28年7月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 平成28年7月28日午後2時（送付にあっては、平成28年7月27日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成28年7月28日午後2時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased
 Large-sized inflatable tent x 9 sets, Small-sized inflatable tent x 4 sets
- (2) Tender deadline: 2:00 p.m Thursday, July 28th, 2016
- (3) Inquiries: Article Management and Procurement Section. Accounting Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefecture 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501 Japan. TEL 0985 (26) 7208

の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) 214,379人

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成28年6月2日現在次のとおりである。

平成28年6月16日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,662人
都城市選挙区	45,261人
延岡市選挙区	34,782人
日南市選挙区	15,478人
小林市・西諸県郡選挙区	15,772人
日向市選挙区	16,948人
串間市選挙区	5,479人
西都市・西米良村選挙区	9,028人
えびの市選挙区	5,773人
北諸県郡選挙区	6,740人
東諸県郡選挙区	7,679人
児湯郡選挙区	19,436人
東臼杵郡選挙区	8,083人
西臼杵郡選挙区	5,933人

--	--